

前橋市被災届出証明交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した自然現象による被害に係る届出に対し、市が交付する被災届出証明書の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明内容)

第2条 自然現象による住家、事業用建物、事業用設備・機械、農業用設備・機械、構築物、家財等の被害に対して、市長に届け出た事実を証明するものとする。

2 第1項の証明書には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明の申請)

第3条 前条の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災届出証明書交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況の写真
- (2) 修理等に係る見積書等（上記(1)が添付できない場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 申請できる者は、被災者（居住者、使用者及び被災物件の所有者）とする。それ以外の者（以下「代理人」という。）が申請する場合は、被災届出証明書交付申請書（様式第1号）の申請者欄に申請者の署名に加えて、代理人欄に代理人が署名した申請書を提出しなければならない。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請（以下この条において「申請」という。）があったときは、同条の規定により提出された書類（以下この条において「提出書類」という。）を審査し、必要に応じて現地調査を行い、被災届出証明書（様式第1号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容の申請があった場合、提出書類の全部又は一部が必要でないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該提出書類の添付を省略させることができる。

(申請期間)

第5条 被災届出証明書は、災害との因果関係を証明するものではないため、被害を受けた日から交付までの期間は設けないものとする。

(様式の特例)

第6条 被災届出証明書の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明をもって第4条第1項に規定する交付に代えることができる。

(手数料)

第7条 被災届出証明書に係る手数料は、前橋市手数料条例第4条第4号の規定により免除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月13日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱（令和2年11月6日施行）は、本要綱の施行をもって廃止とする。